

# 第3章 参画と協働・男女共同参画の推進



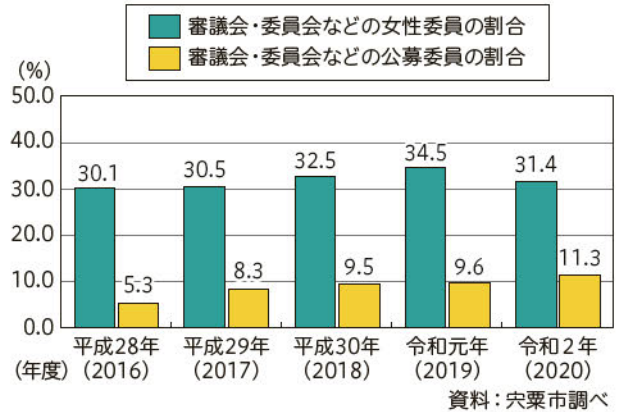
## めざす まちの姿

市民や多様な団体が様々なまちづくりの分野に積極的に参画し、男女共同のもと、共に考え、責任を担うことにより、市民自らがより住みやすく自分らしく生きることのできるまちづくりに自主的に取り組む自主自立が確立されたまちをめざします。

## 現状

- ◆ 中学校区を最大の範囲とする各地区のコミュニティ強化に向けて、地域づくりアドバイザーの派遣や地域活動への支援のほか、市民と行政が協働で地域の自主的な活動を支援するためのコーディネート役となる地区コミュニティ支援員の設置を進めています。
- ◆ 地域資源を活用した取組を進める地域において、地域おこし協力隊の受入を進めることで、地域おこし協力隊の活動による地域活性化に取り組んでいます。
- ◆ 男女共同参画意識の醸成を図るため、少人数制によるステップアップセミナーを開催するなど、地域・世代ごとに関心の高いテーマを掲げた啓発を実施しています。

■ 審議会・委員会などの女性委員・公募委員の割合



## 課題

- ◇ 市民の生活スタイルの多様化とともに、人口減少と少子高齢化の影響により、地域における担い手の負担が増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- ◇ 市民参画による真に住みやすいまちづくりを進めるため、参画と協働に関する意識の醸成や、地域コミュニティの活性化に向けて、地域活動のリーダーやその後継者となる人材の育成が必要です。
- ◇ 高校生などが、将来の地域活動の担い手として、学生の間から地域に関わりを持ち、関心を高めていくことが必要です。
- ◇ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりなどに取り組んでおり、個人における男女共同参画の考え方は浸透しつつあるものの組織や団体においては性別による役割分担の風土が残っています。
- ◇ 共働き家庭が増加する中、多くの方がやりがいや充実感を感じながら働く一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間が持てる豊かな生活ができる社会的な仕組みづくりが求められています。

## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

### ① 自主自立のまちづくり(★)

#### 《施策の方向性》

市民一人ひとりが地域の抱える課題について考え、まちづくりに主体的に参加する意識の醸成とまちづくりに参画する機会の創出を促進します。



### ＜主な取組＞

- ①-1 市民ワークショップ等多様な参加機会を提供するとともに、各種団体活動への支援や生涯学習、出前講座などの機会を通じ、まちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。
- ①-2 地域での勉強会等の開催支援や地域づくりアドバイザーの派遣等、コミュニティ支援員や地域おこし協力隊などを受け入れる地域づくりの主体となる団体の育成と受入に対する支援に取り組みます。
- ①-3 地域コミュニティ活動やNPO活動等、多様な形態の取組や起業を支援するとともに、資金調達方法や運営に係る情報提供などを行います。
- ①-4 高校生等への地域に関する情報提供や学びの機会を創出するとともに、学生による地域活動を発表する機会を設けるなど、学生の地域に対する関心や活動意欲の向上を図ります。
- ①-5 地域づくり活動団体などの自発的な情報発信の支援を行うとともに、気軽に意見交換や情報共有を行うことができる機会を設けるなど、市民がまちづくりに参画しやすい土壌づくりを推進します。

## ② 男女共同参画社会の形成(★)

### ＜施策の方向性＞

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場における男女共同参画意識の向上や主体的な参画を推進します。

### ＜主な取組＞

- ②-1 市民が参加しやすく、男女共同参画の意識向上につながる講演会や講座の開催等により、性別による固定的役割分担意識からの脱却を図るとともに、男女間の平等のあり方や性別にとらわれないキャリア選択についての意識を醸成するため、学校や生涯学習の場における教育や学習機会の充実を図ります。
- ②-2 ジェンダーギャップの解消に向け、審議会・委員会等や企業・自治会など役職への女性登用割合の向上や、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。
- ②-3 あらゆる機会を活用し、多様な性に対する理解の浸透を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

## ③ 女性活躍の推進(★)

### ＜施策の方向性＞

女性が自分らしく仕事や地域活動の場において活躍することができる環境づくりに取り組みます。

### ＜主な取組＞

- ③-1 総合的な仕事の相談窓口等と連携し、地域や会社などにおける女性の活躍を推進するための環境づくりに向けた相談支援に取り組みます。
- ③-2 子育て支援施策とあわせ、女性が社会で活躍するため、キャリアに応じたセミナーを開催するなど、性別等に関わりなく、子育て・家事・介護などと仕事を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
- ③-3 地域や企業における女性の活躍や活躍を支える団体等の取組を情報発信するなど、女性の活躍に向けた機運を醸成します。

## まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所 (算出方法)
審議会・委員会などの女性委員の割合	%	31.4	38.8	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】本市における推進状況や、県内類似団体などの目標値を参考に設定。				
宍粟市役所における女性管理職の割合	%	17.9	18.8	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】「第2次宍粟市男女共同参画プラン」における目標値「令和6年度:18.0%」⇒「令和11年度:20.0%」				
地区コミュニティ支援員の受入団体数	団体	2	5	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】令和3年度以降は2年で1団体程度増やしていく。				
地域おこし協力隊員の受入人数【累計】	人	12	18	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】現状値を基準に1年度につき1人以上の着任をめざす。※隊員の任期終了後の定住率は基本施策10にて指標設定				
審議会・委員会などの公募委員の割合	%	11.3	現状値より増加	担当課保有の管理台帳
兵庫県の附属機関などの委員の公募に関する指針における10.0%以上を基本の考え方とし、現状値以上をめざす。				



## 第4章

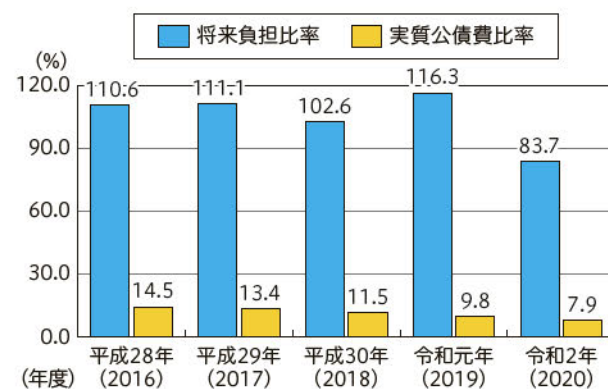
健全な行財政運営の推進  
(行政改革大綱)基本的な  
考え方

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画を着実に推進していくためには計画的な財政運営を行っていく必要があります。このため、後期基本計画の中に「健全な行財政運営の推進(行政改革大綱)」の理念や考え方を1つの章として位置づけ、施策推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、第1章から第3章までの施策推進について、優先順位をつける中で実施することとします。

現  
状

- ◆平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までを期間とする第三次行政改革大綱に基づき30項目の取組を推進しました。
- ◆第四次行政改革大綱の基本的方向性は本計画で規定することとし、取り組んでいくべき個別項目を含む大綱全体については別途整理します。
- ◆新たな行政改革に取り組まなければ、令和9(2027)年度及び令和11(2029)年度から財政収支が不足する見込みとなっています。

■将来負担比率と実質公債費比率

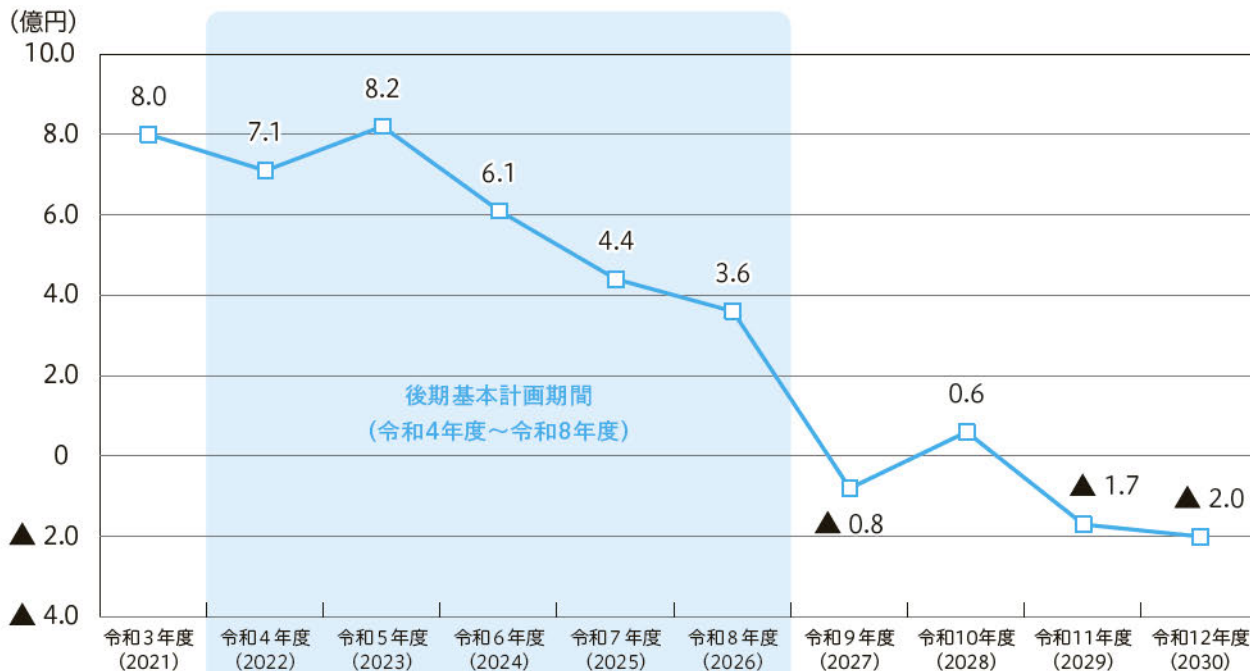


資料：穴粟市調べ

課  
題

- ◇人口減少が加速度的に進む中で、将来にわたり市税の減収が予想されます。
- ◇本市の財政運営は国からの普通交付税に依存していますが、普通交付税は人口によって算出される内容が多く、人口減少の影響を受けることから、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- ◇財政収支見通しでは、令和9(2027)年度及び令和11(2029)年度から収支不足が見込まれるため、歳出の抑制や歳入の確保など、資産の有効活用も含めて、収支不足の早期解消に向け取り組む必要があります。
- ◇収支不足の解消については、可能な限り財政調整基金の取り崩しを行わないことによる健全な財政運営が必要となっています。

## ■新たな行政改革に取り組まなかったと仮定した場合の財政収支の見通し（一般会計の歳入歳出差引額）



資料：穴栗市調べ

## 個別施策の方向性と主な取組

市民と行政が共にまちづくりに取り組むことも含め、現行の行政サービスの実施手法でいいのかという視点を常に持ち、新たな事業や手法を考え、限られた職員及び財源の中で行政サービスを向上していくために、ICT技術の活用や職員のスキルアップ、組織の見直しなど課題に対応した行政体制整備を常に図っていきます。こういった考え方を前提として、歳出抑制、歳入確保、資産の有効活用について、個々に計画を立てて財政収支の不足の解消に取り組めます。

### ① 歳出抑制に向けた取組

#### 《施策の方向性》

公債費や人件費などの経常的な経費や補助費等の抑制、建設事業費の長期スパンでの抑制などにより、目標を定めて計画的に歳出抑制に取り組めます。

#### 《主な取組》

- ①-1 公債費の繰上償還を積極的に実施します。
- ①-2 時間外勤務手当をはじめ人件費全体の抑制に取り組めます。
- ①-3 歳入の減少が見込まれる中、歳出を縮小していくことを前提に、事務事業の見直しを行います。

### ② 歳入確保に向けた取組

#### 《施策の方向性》

市税の収納率の向上をめざすとともに、施設使用料等の適正負担やふるさと納税制度に基づく寄付金の増加などの歳入確保を図ります。

#### 《主な取組》

- ②-1 強化月間による一斉催告や、兵庫県及び近隣市町との連携により収納率の向上に取り組めます。
- ②-2 施設使用料等については、近傍類似団体との比較や施設の維持管理費などを検証し見直しを実施します。
- ②-3 ふるさと納税制度に基づく寄付金の増加をめざし、ポータルサイトやパンフレット等により本市の特産品などの効果的なPRを促進します。



③ 資産の有効活用、公共施設等の効果的・効率的な維持管理

＜施策の方向性＞

公共施設等のあり方について毎年度方向性等を検証するとともに、財産の貸付けや売却などによる有効活用を図ります。

＜主な取組＞

- ③-1 森林も含めた市有財産を有効活用し、貸付けや売却などによる歳入確保を図ります。
- ③-2 公共施設等総合管理計画個別計画（分野ごとの公共施設等のあり方）をもとに、施設全体として削減を前提とし、各種施設の方向性等を検証します。

まちづくり指標

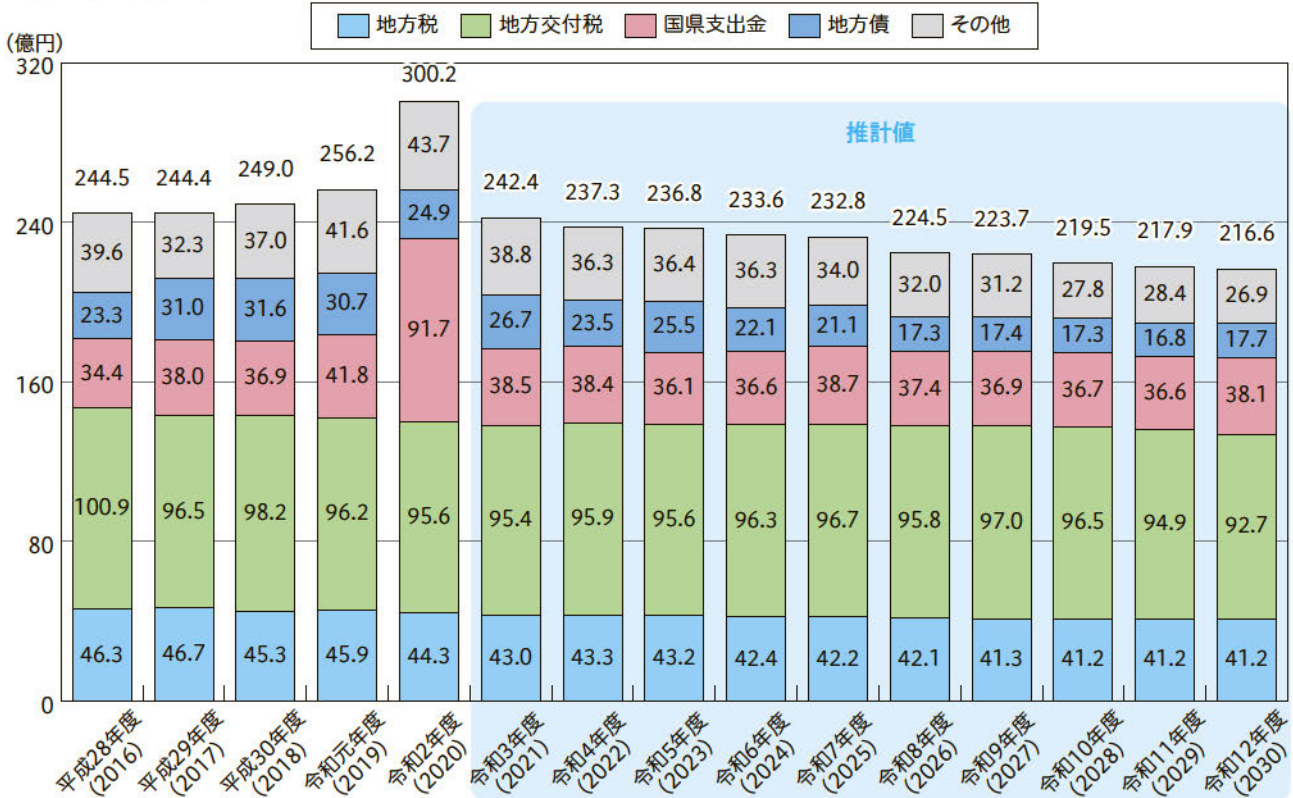
指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
地方債残高	億円	555.6	538.2	決算資料
【目標値の考え方】将来世代の負担軽減を見据えた財政収支見通しによる地方債残高の減額を目標とする。				
将来負担比率	%	83.7	66.5	決算資料
【目標値の考え方】市民協働センター、都市計画道路、学校大規模改修等の大型の建設事業が控えているが、地方債の発行抑制や繰上償還などにより、財政収支見通しにおける数値を目標とする。				
実質公債費比率	%	7.9	4.4	決算資料
【目標値の考え方】市民協働センター、都市計画道路、学校大規模改修等の大型の建設事業が控えているが、地方債の発行抑制や繰上償還などにより、財政収支見通しにおける数値を目標とする。				
市税収納率(現年分)	%	98.79	99.20	現年分収納額÷現年分調定額
【目標値の考え方】令和元年度兵庫県平均収納率(市)99.20%を目標とする。※ただし、県平均収納率が増加した場合はその収納率を目標値とする。				
公共施設等における延べ床面積削減率(公共施設等の売却や譲渡等による有効活用を含む)	%	1.5	6.9	担当課保有の財産管理台帳 (平成28年度と比較した延床面積削減率)
【目標値の考え方】現在の施設を維持し続ける場合、平成28年度から40年間で更新等費用が約336億円不足する試算となり、延床面積に置き換えると40年間で24.5%の削減が必要となることから、公共施設等総合管理計画では令和7年度までの10年間で24.5%の1/4にあたる6.2%を削減目標としている。令和8年度の目標値として6.2%に1年分を加味した6.9%を目標値とする。				
学校等跡地の利活用率	%	72.7	82.6	担当課保有の財産管理台帳
【目標値の考え方】学校等跡地の利活用について、5年間で最低80%程度の施設について利活用している状態を目標とする。				

関連する個別計画

- ・第四次宍粟市行政改革大綱
- ・宍粟市公共施設等総合管理計画
- ・宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画
- ・普通財産の活用に関する基本方針

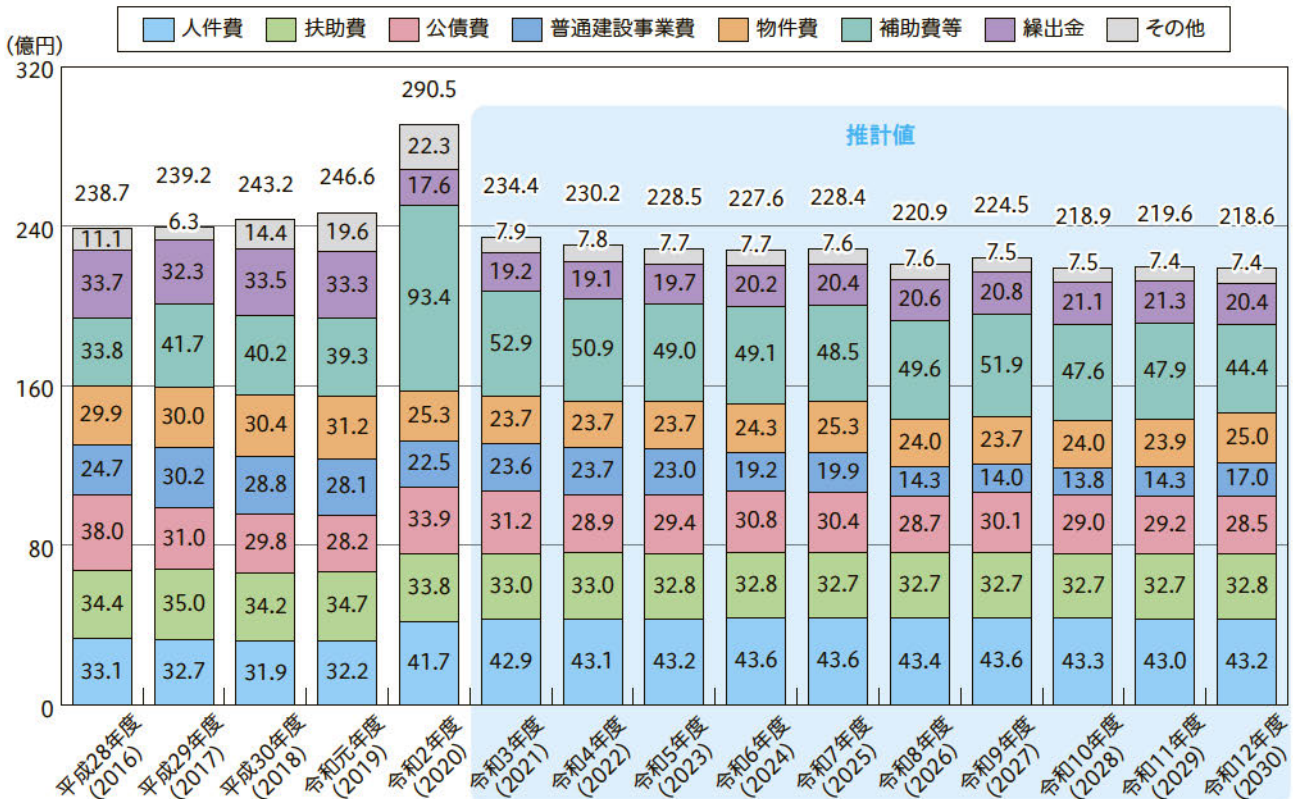
# 財政状況の推移と見通し

## ■歳入額の推移と見通し



資料：宍粟市決算データ、財政収支見通し

## ■歳出額の推移と見通し



資料：宍粟市決算データ、財政収支見通し

